

学校教育法改正・「特別支援教育」の本格実施にあたって

どうなる？ どうする？

障害児教育・「特別支援教育」

編 集 / 発 行
埼玉県教職員組合障害児教育部
埼玉県高等学校教職員組合障害児教育部
2 0 0 7 . 2 . 1 7

どうなる？どうする？障害児教育・「特別支援教育」

はじめに

(1) 4月から何がかわるのか

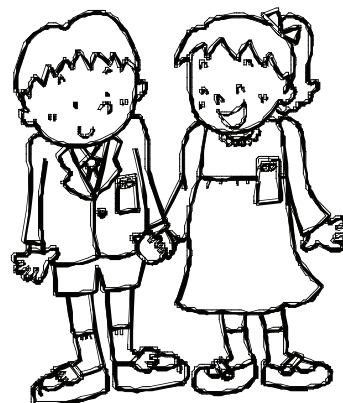
昨年の通常国会において学校教育法等一部「改正」法が可決されました。2007年4月より法が施行され、いよいよ特別支援教育体制が本格的にスタートします。これによって4月以降、法律上は盲・ろう・養護学校から特別支援学校へと名称変更され、制度と役割が変わります。いったい何がどうかわるのでしょうか。

大きく言って次の3つの新たな役割が障害児学校に求められることとなります。①地域の障害児教育の支援等をおこなうセンター的機能、②障害児学校の多様な障害種に対する専門的機能、③通常学級に在籍するLD、ADHDなど発達障害の子どもたちへの特別な教育支援の機能です。しかし、こうした新たな役割を果たすうえで当然必要な教職員配置が法律上も予算上も制度化されていません。

(2) “光” はあたったものの “手” はさしのべられていない

確かに特別支援教育体制への移行は、LD、ADHDなど発達障害の子どもたちの教育が注目されるなどの積極的な側面があります。しかし、基本は各学校の教職員の努力にまかされ、多少の教職員加配があっても地方自治体の負担によることとなります。

LD、ADHDなど発達障害の子どもたちを教育の対象にすれば、新たに現在の4～5倍（国の調査では6.3%、埼玉県では10.5%の在籍）の人数の子どもたちが障害児教育の対象になります。にもかかわらず、埼玉県ではそれに見合う抜本的な教職員増や予算措置を怠り、むしろ削減していく方向です。これが「“光” があたったものの “手” はさしのべられていない」と言われるゆえんです。



(3) なぜ “手” がさしのべられないのでしょうか

それは、いま国がすすめている憲法改悪のための国民投票法案やいわゆる改憲手続き法案の成立、改悪教育基本法の具体化、「構造改革」の流れと密接な関係があります。国民には自己責任・自助努力を押し付け、大企業やアメリカにはいたれりつくせりの政治をしています。私たちのねがいは裏腹に、「構造改革」によって「コストの論理」や「効率」が優先されることになり、障害児・者の暮らしにも大きな影響を与えています。

2006年10月から本格施行された障害者自立支援法は、原則1割の応益負担が導入され、各地で施設からの退所や利用日数の抑制が起きるなど障害者の自立が阻まれ、障害者の生存権そのものが脅かされています。

障害児教育も同様です。特別支援教育体制への移行も、基本は「教育の論理」よりも「コストの論理」が優先されてすすんでいます。一人あたりの教育費が健常児の「10～11倍」

であることがことさら強調され、「障害児教育の目的は『タックス・ペアー』（納税者）を育てること」などということが公然と語られています。

すでに一部の自治体では特別支援教育の先取りとして、障害種を越えた特別支援学校に再編することで教職員を大幅に削減し、障害児学校においては担任教員を大幅に減らし、地域支援担当教員に回すなどの事態が起きています。

（４）広がる「障害児教育を守れ」の声

このままでは今まで行われてきた障害児教育の質が低下するのではないのでしょうか。懸念する多くの保護者・父母、教職員、関係者から障害児教育のすばらしさが語られ、障害児教育を守り発展させる運動が、いま全国でも埼玉でも大きく広がっています。

こうした声を反映し、国会審議のなかでも、また現在すすめられている省令・規則等の改正案のなかにも、障害種別の専門性や予算・教職員定数の措置、障害児学校が地域支援をする際も現在在籍する子の教育が「第一義的」であることなど、私たちの声がある程度反映されつつあります。

一部改正された学校教育法が2007年4月から施行されますが、埼玉では養護学校という名称が特別支援学校に変わり、各学校の障害種別が取り払われて、複数の障害種別が対象となるようなことはありません。

（５）みんなで力をあわせ「権利としての障害児教育」

「インクルーシブ教育」の発展を

かつて「教育の対象でない」とされ、学習の機会さえ奪われていた障害児に対し、文字通り血のにじむような関係者の努力のなかで、1979年に養護学校の義務制が実現されました。その後もねばり強い運動と教育実践をすすめるなかで障害児教育は発展しています。

昨年国連で採択された「障害者権利条約」ではその教育条項（第24条）に「インクルーシブ教育」が強調されました。インクルーシブ教育とは単に教育の「場」を統合するという狭い意味ではありません。障害児に対する特別なケアや支援を前提とした実質的な学習権保障＝子どもの障害や発達・生活の実態に応じた発達権・学習権を保障する教育です。

特別なニーズが必要なすべての子どもたちを視野に通常学級も障害児学級も通級指導教室も障害児学校もそれぞれの学習の「場」が充実し、連携した支援体制の確立が求められています。

障害児教育の教育条件は現状でも極めて不十分です。今こそ、保護者・父母、教職員、関係者が子どもを「真ん中」にしっかり手をつなぎ、「権利としての障害児教育」「インクルーシブ教育」を大きく発展させましょう。

1. 障害児学校のよりいっそうの充実を

（１）地域に根ざした適正規模の障害児学校の増設を

現在、埼玉県内の障害児学校では深刻な「教室不足」が慢性化しています。各学校では教室を増設するための敷地もありません。そもそも学校が大規模化しているので、「教室不足」

というより「学校不足」という表現が的確でしょう。この原因は1990年代から今日にかけて、埼玉県が児童生徒の推移に見合った障害児学校建設を怠ってきたからです。今日の深刻な学校不足・大規模校化を招いた責任は、それを放置してきた埼玉県にあるといえます。

今日、保護者・父母や教職員の粘り強い運動によって、深刻な実態は埼玉県の認めるところとなりました。県教委によって「教室不足対策」と称した「高等養護学校」建設、「高校内養護学校分校」設置、統廃合される高校の跡地を利用した障害児学校の建設などの施策が推進されています。

しかし、これらの施策は極めて不十分な小手先の対応で、安上がりの対策です。規模が小さく、小・中学部の児童生徒増に対応していないので、残念ながら抜本的な解決策とはなっていません。私たちは抜本的解決のために地域に根ざした適正規模の障害児学校を大幅に増設することを求めています。

障害児学校が居住地の近くに建設され、通学しやすくなれば、全国平均に比べ極めて低い埼玉の障害児学校への在学率（全国ワースト2位）も高くなる可能性があります。

学齢児童生徒数に対する障害児学校数（下位10位）

順位	都道府県	学齢人口 10万人当 たり障害児 学校数	障害児学校 数	盲学校数	ろう学校数	養護学校数	全学 生数 全学 齢児童
	全 国	8.8	993	(71)	(106)	(816)	11,255,320
1	愛 知 県	4.5	28	(2)	(5)	(21)	625,639
2	埼 玉 県	5.5	33	(1)	(2)	(30)	601,010
3	大 阪 府	5.6	39	(2)	(4)	(33)	702,420
4	神 奈 川 県	5.8	38	(2)	(4)	(32)	654,833
5	岡 山 県	6.4	11	(1)	(1)	(9)	171,227
6	千 葉 県	6.7	33	(1)	(2)	(30)	491,515
7	岐 阜 県	6.7	13	81)	(1)	(11)	193,169
8	広 島 県	6.9	17	(1)	(3)	(13)	245,026
9	静 岡 県	7.2	24	(3)	(3)	(18)	334,856
10	栃 木 県	7.6	14	(1)	(1)	(12)	184,034

越野和之「ナショナルミニマムは達成されたか？」（「『特別支援教育』で学校はどうなる」2004年クリエイツかもがわ より一部引用）

（2）地域に根ざし、障害種別の専門性を大切にする障害児学校を基本として

私たちは障害児学校の設置にあたっては各障害に応じた専門的な実践の蓄積を大切にすることを主張しています。安易に障害種別を超えた総合的な学校にすることなく、障害種別の専門性を大切にします。地域の事情で総合的な障害児学校を設置する場合にも、障害種別に「部門」を設けるなど障害種別の専門性に配慮する必要があると考えます。



（3）実践の蓄積を活かして地域のセンター的役割を担う

学校教育法等一部「改正」にともない、努力義務として障害児学校のセンター化が盛り込

まれました。といっても、国会の論議でも確認されましたが、在籍する児童生徒に対する教育に第一義的責任を負うことは自明のことです。地域支援のために学校での教育の質の低下を招くことがあってはいけません。コーディネーターの定数配置などを行うべきです。

ところで「地域のセンター的役割を担う」といっても、障害児学校がすべての障害をもつ子どもを対象とした支援体制をつくっていくことが適切とはいえません。本来は、通常学級に在籍する発達障害をもつ子どもの支援では市町教育委員会の相談や支援の方がより適切で、効果的な場合が多いでしょう。私たちは今までの各学校での実践的蓄積（専門性）を基盤とした地域支援を基本とすることを主張します。

（４）障害児学校における課題の改善を

新たな課題だけでなく、従来の障害児学校の教育における課題も少なくありません。私たちはこの改善を引き続きめざします。

◇病気療養児の訪問教育の充実

現在、県内の「協力病院」に入院した小中学校の児童生徒に対し、希望があれば、7校の肢体不自由養護学校から教員が訪問して教育をおこなう「病気療養児の訪問教育」が実施されています。しかし、高等学校の生徒が対象外であり、訪問回数が「訪問教育」に準じているので週3回程度に制限されます。実践的蓄積がある病弱養護学校からの訪問ではないというような問題点が指摘されています。病弱養護学校がセンターとなって機能することが望ましいと考えます。

◇訪問教育の充実

訪問教育は、各県や各学校の条件に応じて実施されているのが現状です。したがって、担当者相互の情報交換や実践交流は欠かせません。私たちは公的研修の機会の充実を求めています。また、スクーリングや学校行事に参加する際に訪問教育対象児の医療的ケアがメディカルサポート事業の対象外になっています。私たちは制度の拡充が必要だと考えています。

この他にも次のような課題があります。

◇寄宿舍教育のよりいっそうの充実

教育的入舎も含めて、ますます大切な機能を担うようになっています。

◇放課後生活の充実

2. すべての子どもに豊かな後期中等教育の保障を

発達障害をもつ生徒は成長の過程で不登校、二次的障害などを抱えて青年期を迎えます。現状では、そうした多様な状況の中で、定時制・通信制高校、公立・私立の全日制高校、高等養護学校、障害児学校の高等部、フリースクールなど多様な教育の場に発達障害をもつ子どもたちが在籍しています。

私たちは発達障害をもつ生徒の居場所（安心して過ごせる場、自己肯定感が育てられる場）と学習権保障（将来の自立に向けての力量が育てられること）が統一的に保障される必要があると考えています。そのために、発達障害の生徒が学ぶ多様な場での公的な責任による教育条件整備と教育課程の充実が必要です。

さらに、青年期教育を充実させるために「専攻科」などによる教育年限の延長が課題です。



3. 「発達の間」としてのかけがえのない障害児学級をいっそうゆたかに

障害や発達課題をもつ子どもたちにとって、小さな集団の中で心を通わせながら、安心して生活し学習する「発達の間」としての障害児学級は、かけがえのない役割を果たしています。そのような学級を求めて、子どもたち全体の人数は減少しているにもかかわらず、障害児学級で学ぶ子どもたちは年々増えています。しかし、障害児学級のある学校が少なく、身近な学校に設置されていないため、障害児学級で学ぶことができない、家から離れた学校へ通わなくてはならないので通えません。また、障害が多様化・重度化していくなかで、一人ひとりの子どもたちの障害に応ずる教育を行なうには、担当する教員が少ない、などの課題も生じています。

障害児学級の設置状況（2006年度）

	小 学 校				中 学 校			
	学級数	在籍数	在籍率	学級人数	学級数	在籍数	在籍率	学級人数
知的	408	1711	0.42%	4. 2	211	963	0.49%	4. 6
情緒	209	878	0.22%	4. 2	97	356	0.18%	3. 7
肢体	7	8		1. 1	1	1		1. 0
身・虚	4	5		1. 3	3	4		1. 3
弱視	5	8		1. 6	1	1		1. 0
難聴	0	0			0	0		
他	0	0			0	0		
合計	633	2610	0.65%	4. 1 2	313	1325	0.64%	4. 2 3

障害児学級設置状況の5年ごとの推移

		1990	1995	2000	2005	2006
小 学 校	設置校数	331	313	355	382	378
	設置率(%)		38. 5	42. 5	46. 1	45. 7
	学級数	443	451	532	591	633
	児童数	1856	2068	2161	2450	2610
	1学級の平均児童数	4. 2	4. 6	4. 1	4. 1	4. 1
中 学 校	設置校数	159	158	165	174	174
	設置率(%)		37. 1	37. 6	38. 8	38. 8
	学級数	260	248	270	292	313
	生徒数	1316	1020	1084	1242	1325
	1学級の平均生徒数	5. 1	4. 1	4. 0	4. 3	4. 2

今、国が「特別支援教室」構想とあって、障害児学級を「特別支援教室」（通常学級に籍を置いて、障害や発達課題に応じた教育を新たな通級の方法で受ける）へ変える方向を打ち出しています。その動きに対して、障害児教育にかかわる全国の保護者や教職員などが「障害児の発達にとって障害児学級はかけがえのない場です」「障害児学級がなくなったら、子どもたちの成長や発達は保障できません」などの手記や署名に取り組み、その運動によって2006年6月に改正された学校教育法では、特別支援学級と名称変更されましたが、学級制度は維持されました。

これからも、障害をもつ子どもたち一人ひとりにゆたかな教育を保障していくために、安心して関われる集団と発達段階に応じた生活と学習が行なわれる「発達の間」としての障害

児学級をいっそう充実させていくことが求められます。身近な小中学校で障害児学級の教育が受けられるように、全校に設置されることが必要です。

4. 特別なニーズをもつ子どもたちの課題に応えられる通級指導教室を

通級指導教室は、通常学級に在籍する言語障害、難聴、情緒、弱視などの子どもたちに、週に1～8時間通ってもらって、障害や発達課題に応じた教育を行なう場です。この通級指導教室で学ぶ子どもたちも年々増えています。ところが、通級指導教室を担当する教員の総数が国で決められて増えないため、また、障害児学級のような編制基準がないため、子どもが増えても教員が増えない、通級指導教室に通いたい子どもがいても通級指導教室ができないなどの問題が生じています。また、言語・難聴以外の通級指導教室は少なく、中学校の設置は県内でたった2校という実態です。

通級指導教室の設置状況（2006年度）

	小 学 校					中 学 校				
	設置数	設置率	児童数	平均	在籍率	設置校	設置率	生徒数	平均	在籍率
言語難聴	49	5.9%	1625	17.3	0.38	2	0.4%	38	19	0.019
情 緒	18	2.2%	235	8.5	0.04					
そ の 他	0	0	0	0	0					
合 計	59	7.1%	1860	15.6	0.46					

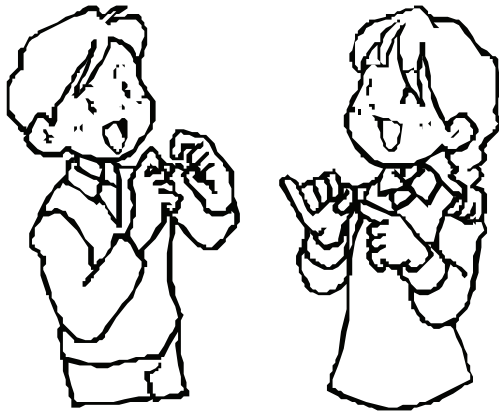
「特別支援教育」にかかわって、通常学級に在籍するLD、ADHDなどの発達障害の子どもたちへの教育が喫緊の課題とされ、新たに通級指導教室の対象とされました。しかし、今でも1人の担当教員が15人も40人も受け持っている通級指導教室の状況にもかかわらず、発達障害を担当する教員を増やさないまま対応させようとしています。これでは、発達課題にかなった通級による教育を受けることができません。発達障害を含む特別なニーズをもつ子どもたちの通級による教育を充実させていく上から、通級担当教員を増やし、身近な学校で発達課題にかなった通級の教育を受けられるようにしていくことが望まれます。



5. どの子ども大切にされる教育を保障するための条件整備と共同の取り組みを

通常学級に在籍する発達障害や特別なニーズをもつ子どもたちも含めて、どの子どもにもゆたかな教育を行なうことが求められています。ところが、学級担任が子どもを受け止めようと努力し、悪戦苦闘しているにもかかわらず、教員一人当たりの受け持ち児童生徒数が多く、十分な対応ができていない学級や学校も多くみられます。国や県は通常学級に在籍する発達障害や特別なニーズをもつ子どもたちの教育の充実に向けて、各学校に担当教員を増やさないままコーディネーターの指名や校内委員会の設置などの校内体制を整備させることで対応しようとしています。しかし、校内体制が形だけ整備されても、実質的に機能できているところは多くはありません。

その理由として、次のことなどが指摘されています。今日、「教育改革」と称して学校長や教育委員会すらも十分知らされていないまま、矢継ぎ早に次から次へといろいろな教育施策が下ろされてきて、その対応にどの学校も多忙な状況にあります。通常学級も教職員も余裕がない状況にあります。また、通常学級は小学低学年を除いてすし詰めめの40人学級が放



置されたままで、しかも学力テストや習熟度別学習などの競争の教育が強いられ、支え合い助け合う子どもたちの関係を築いていくことが難しくなりつつあります。

今日、どの子ども人間として大切にされ、安心して生活する居場所と、課題にかなった教育を保障していくことは切実かつ緊急な課題です。手がかかると思われる子を「困った子」ではなく「困っている子」と受け止め、担任だけに任せるのではなく、校長も含め、全教職員で協力して育てていくような学校全体の共同の取り組みができるようにしていくことが不可欠で

す。そのためには、通常学級を30人以下に学級編制する、発達障害などの子どもたちの実態や学校の実情に応じた教員を加配する、共同の取り組みを可能にするためにもコーディネーターを別枠配置する、などの条件を整備していくことが求められます。同時に、子どもたちの障害や実態に応じて専門的な教育も保障できるように、通級指導教室や障害児学級を増設していく必要があります。

障害のある子を含め、すべての子どもたちの発達を保障する教育を、父母・国民と教職員の共同の取り組みとして進めていくことが求められています。

埼玉県教職員組合障害児教育部

〒 330-0063

さいたま市浦和区高砂3-1-2-24 埼玉教育会館5F

TEL 048-824-2511 FAX 048-824-2619

埼玉県高等学校教職員組合障害児教育部

〒 330-0063

さいたま市浦和区高砂3-1-2-24 埼玉教育会館6F

TEL 048-822-7421 FAX 048-832-6791